

揮発油税外国公館等用免税移出承認申請書の記載要領等

この申請書は、揮発油の製造者が、税務署長の承認を受けて外国公館等用揮発油を免税で移出するために提出するものです。

【記載要領】

この様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- 1 「申請書」欄には、免税揮発油の製造者の住所、氏名等を記載します。
- 2 「移出場所」の「所在地」及び「名称」欄には、外国公館等用免税揮発油を移出する製油所又は油槽所等の所在地及び名称を記載します。
- 3 「品名」欄には、プレミアムガソリン又はレギュラーガソリン等、その品名を記載します。
- 4 「移出年月日」及び「移出先」の各欄は、指定給油所が外国公館等へ販売した揮発油について、免税を受ける場合は記載する必要はありませんが、この場合は、この申請書に指定給油所から交付を受けた「外国公館等用揮発油販売証明書」を添付してください。
- 5 「〃」や「同上」は記載しないでください。